

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 重度心身障害老人健康管理事業助成費										
予算額	1, 111, 871千円	新規・継続の別	継続								
事業内容 目的 対象 方法等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">目的</td> <td>重度心身障害のある高齢者の健康の維持と経済的負担の軽減を目的に、市町村が実施する老人保健医療受給者に係る重度心身障害老人健康管理事業に対して助成する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">制度</td> <td style="text-align: center;">府制度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td> ▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害者 ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害者 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得制限</td> <td>本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当を受給できる所得額以下</td> </tr> </table>			目的	重度心身障害のある高齢者の健康の維持と経済的負担の軽減を目的に、市町村が実施する老人保健医療受給者に係る重度心身障害老人健康管理事業に対して助成する。	制度	府制度	対象者	▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害者 ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害者	所得制限	本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当を受給できる所得額以下
目的	重度心身障害のある高齢者の健康の維持と経済的負担の軽減を目的に、市町村が実施する老人保健医療受給者に係る重度心身障害老人健康管理事業に対して助成する。										
制度	府制度										
対象者	▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害者 ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害者										
所得制限	本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当を受給できる所得額以下										
担当課・係名	高齢化対策課 医療係	課係電話番号	075-414-4576								

平成16年度当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 母子保健対策費														
予算額	79,683 千円	新規・継続の別	継続・一部新規												
事業内容 目的 対象 方法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 719 588 801">事業名</th> <th data-bbox="588 719 1323 801">概要</th> <th data-bbox="1323 719 1458 801">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 801 588 1003">先天性代謝異常等検査費</td> <td data-bbox="588 801 1323 1003">知的障害等の原因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し、治療に結びつけるための新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。</td> <td data-bbox="1323 801 1458 1003">千円 18,487</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1003 588 1305">小児がん予防研究事業費</td> <td data-bbox="588 1003 1323 1305"> 乳児の神経芽細胞腫を早期に発見し、早期治療の指導を行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。 なお、国制度休止に伴い、府単独制度として、健診時期を変更し、新たに実施。 ▶ 11ヶ月児 → 1歳6ヶ月児健診に変更実施 </td> <td data-bbox="1323 1003 1458 1305">5,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1305 588 1507">未熟児養育医療給付事業費</td> <td data-bbox="588 1305 1323 1507">母子保健法第20条の規定により、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。</td> <td data-bbox="1323 1305 1458 1507">56,196</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	概要	予算額	先天性代謝異常等検査費	知的障害等の原因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し、治療に結びつけるための新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。	千円 18,487	小児がん予防研究事業費	乳児の神経芽細胞腫を早期に発見し、早期治療の指導を行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。 なお、国制度休止に伴い、府単独制度として、健診時期を変更し、新たに実施。 ▶ 11ヶ月児 → 1歳6ヶ月児健診に変更実施	5,000	未熟児養育医療給付事業費	母子保健法第20条の規定により、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。	56,196
事業名	概要	予算額													
先天性代謝異常等検査費	知的障害等の原因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し、治療に結びつけるための新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。	千円 18,487													
小児がん予防研究事業費	乳児の神経芽細胞腫を早期に発見し、早期治療の指導を行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。 なお、国制度休止に伴い、府単独制度として、健診時期を変更し、新たに実施。 ▶ 11ヶ月児 → 1歳6ヶ月児健診に変更実施	5,000													
未熟児養育医療給付事業費	母子保健法第20条の規定により、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。	56,196													
担当課・係名	児童保健福祉課 母子保健係	課・係 電話番号	075-414-4727												

平成16年度当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 障害者支援費制度推進費																																		
予算額	919,820千円	新規・継続の別	継続																																
事業内容 目的 対象 方法等	1 趣 旨 障害者支援費制度を円滑に施行するため、各種サービス提供に必要な経費を確保するとともに、府独自に市町村が行う各種利用者支援策に対し助成する。																																		
	2 事業概要 <table border="1" data-bbox="368 846 1441 1809"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設サービス支援事業費</td> <td>身体・知的障害者施設の入・通所者に対する処遇等、施設サービスの支援に要する経費</td> <td>435,125</td> </tr> <tr> <td>居宅サービス支援事業費</td> <td>ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、短期入所（ショートステイ）事業等、居宅サービスの支援に要する経費</td> <td>320,448</td> </tr> <tr> <td>重度障害者等サービス利用支援事業費 (府独自施策)</td> <td>重度・重複障害者等が支援費制度サービスを適正かつ円滑に利用するための府独自加算措置</td> <td>36,517</td> </tr> <tr> <td colspan="2">障害者相談支援ネットワーク整備推進事業費</td> <td>124,730</td> </tr> <tr> <td>障害者生活支援ネットワーク事業費</td> <td>障害者の地域生活支援の充実を図るための相談支援機関相互のネットワーク構築、ケアマネジメント手法を実践できる人材の養成</td> <td>(10,000)</td> </tr> <tr> <td>市町村生活相談特別支援事業費 (府独自施策)</td> <td>市町村障害者支援センターを活用した障害者からの相談、事業者選定・サービス利用確認等きめ細かな支援を行う人材の育成等</td> <td>(13,750)</td> </tr> <tr> <td>障害者地域生活推進特別モデル事業費</td> <td>施設入所者の地域生活移行の推進、地域生活支援体制の分析・段階的向上を支援</td> <td>(16,875)</td> </tr> <tr> <td>心身障害児(者)地域療育等支援事業費</td> <td>障害児(者)地域療育等支援施設において、障害児(者)の身近な地域での療育指導、相談等の実施</td> <td>(84,105)</td> </tr> <tr> <td>支援費制度円滑推進費</td> <td>市町村職員研修、事業者指導、障害者福祉サービスに係る情報提供等、支援事業の実施</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>919,820</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	内 容	事業費	施設サービス支援事業費	身体・知的障害者施設の入・通所者に対する処遇等、施設サービスの支援に要する経費	435,125	居宅サービス支援事業費	ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、短期入所（ショートステイ）事業等、居宅サービスの支援に要する経費	320,448	重度障害者等サービス利用支援事業費 (府独自施策)	重度・重複障害者等が支援費制度サービスを適正かつ円滑に利用するための府独自加算措置	36,517	障害者相談支援ネットワーク整備推進事業費		124,730	障害者生活支援ネットワーク事業費	障害者の地域生活支援の充実を図るための相談支援機関相互のネットワーク構築、ケアマネジメント手法を実践できる人材の養成	(10,000)	市町村生活相談特別支援事業費 (府独自施策)	市町村障害者支援センターを活用した障害者からの相談、事業者選定・サービス利用確認等きめ細かな支援を行う人材の育成等	(13,750)	障害者地域生活推進特別モデル事業費	施設入所者の地域生活移行の推進、地域生活支援体制の分析・段階的向上を支援	(16,875)	心身障害児(者)地域療育等支援事業費	障害児(者)地域療育等支援施設において、障害児(者)の身近な地域での療育指導、相談等の実施	(84,105)	支援費制度円滑推進費	市町村職員研修、事業者指導、障害者福祉サービスに係る情報提供等、支援事業の実施	3,000	合 計	
事 項	内 容	事業費																																	
施設サービス支援事業費	身体・知的障害者施設の入・通所者に対する処遇等、施設サービスの支援に要する経費	435,125																																	
居宅サービス支援事業費	ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、短期入所（ショートステイ）事業等、居宅サービスの支援に要する経費	320,448																																	
重度障害者等サービス利用支援事業費 (府独自施策)	重度・重複障害者等が支援費制度サービスを適正かつ円滑に利用するための府独自加算措置	36,517																																	
障害者相談支援ネットワーク整備推進事業費		124,730																																	
障害者生活支援ネットワーク事業費	障害者の地域生活支援の充実を図るための相談支援機関相互のネットワーク構築、ケアマネジメント手法を実践できる人材の養成	(10,000)																																	
市町村生活相談特別支援事業費 (府独自施策)	市町村障害者支援センターを活用した障害者からの相談、事業者選定・サービス利用確認等きめ細かな支援を行う人材の育成等	(13,750)																																	
障害者地域生活推進特別モデル事業費	施設入所者の地域生活移行の推進、地域生活支援体制の分析・段階的向上を支援	(16,875)																																	
心身障害児(者)地域療育等支援事業費	障害児(者)地域療育等支援施設において、障害児(者)の身近な地域での療育指導、相談等の実施	(84,105)																																	
支援費制度円滑推進費	市町村職員研修、事業者指導、障害者福祉サービスに係る情報提供等、支援事業の実施	3,000																																	
合 計		919,820																																	
担当課・係名	障害者保健福祉課 在宅担当 障害者保健福祉課 施設担当	課・係 電話番号	075-414-4601 075-414-4603																																

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 重度心身障害児特別保護費																										
予算額	88,755千円	新規・継続の別	継 続																								
事業内容 [目 的 対 象 方 法 等]	<p>1 趣 旨</p> <p>知的障害児施設及び重症心身障害児施設に入所している重度者で国の重度加算の対象となっていない者及び最重度者・強度行動障害児(者)について、その処遇の向上を図るため、府独自の補助を行う。</p> <p>2 内 容</p> <table border="1" data-bbox="405 1120 1353 1630"> <thead> <tr> <th>対象施設 人員等</th> <th>施設種別</th> <th>対象者数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>知的障害児施設</td> <td>4人</td> <td>749千円</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児施設</td> <td>110</td> <td>88,006</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114</td> <td>88,755</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助単価</td> <td>知的障害児施設</td> <td colspan="2">47,390円 (入所1年未満 56,870円)</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児施設</td> <td colspan="2">68,000円～49,440円</td> </tr> <tr> <td>強度行動障害児(者)</td> <td colspan="2">入所後1年以上 63,000円/月 入所後1年未満 70,000円/月 (ただし、国制度の重度加算が支給される場合は、その単価との差額)</td> </tr> </tbody> </table>			対象施設 人員等	施設種別	対象者数	経 費		知的障害児施設	4人	749千円	重症心身障害児施設	110	88,006	計	114	88,755	補助単価	知的障害児施設	47,390円 (入所1年未満 56,870円)		重症心身障害児施設	68,000円～49,440円		強度行動障害児(者)	入所後1年以上 63,000円/月 入所後1年未満 70,000円/月 (ただし、国制度の重度加算が支給される場合は、その単価との差額)	
対象施設 人員等	施設種別	対象者数	経 費																								
	知的障害児施設	4人	749千円																								
	重症心身障害児施設	110	88,006																								
	計	114	88,755																								
補助単価	知的障害児施設	47,390円 (入所1年未満 56,870円)																									
	重症心身障害児施設	68,000円～49,440円																									
	強度行動障害児(者)	入所後1年以上 63,000円/月 入所後1年未満 70,000円/月 (ただし、国制度の重度加算が支給される場合は、その単価との差額)																									
担当課・係名	障害保健福祉課 施設担当	課・係 電話番号	075-414-4600																								

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費										
予算額	1, 124, 384千円	新規・継続の別	継続								
事業内容 [目的 対象 方法等]	<table border="1" data-bbox="400 826 1347 1738"> <tr> <td data-bbox="400 826 576 1169">目的</td> <td data-bbox="576 826 1347 1169"> 社会的、経済的に負担の多い重度心身障害児（者）の経済的負担の軽減を図り、健康の保持と福祉の向上を図るため、市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対して助成する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1169 576 1283">制度</td> <td data-bbox="576 1169 1347 1283">府制度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1283 576 1568">対象者</td> <td data-bbox="576 1283 1347 1568"> ▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害児（者） ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害児（者） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1568 576 1738">所得制限</td> <td data-bbox="576 1568 1347 1738"> 本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給できる所得額以下 </td> </tr> </table>			目的	社会的、経済的に負担の多い重度心身障害児（者）の経済的負担の軽減を図り、健康の保持と福祉の向上を図るため、市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対して助成する。	制度	府制度	対象者	▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害児（者） ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害児（者）	所得制限	本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給できる所得額以下
目的	社会的、経済的に負担の多い重度心身障害児（者）の経済的負担の軽減を図り、健康の保持と福祉の向上を図るため、市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対して助成する。										
制度	府制度										
対象者	▶身体障害者手帳1・2級所持者 ▶IQ35以下の知的障害児（者） ▶身体障害者手帳3級を所持しており、かつIQが50以下の重複障害児（者）										
所得制限	本人又は扶養義務者の所得が、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給できる所得額以下										
担当課・係名	高齢化対策課 医療係	課係電話番号	075-414-4576								

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 特別障害者手当等支給事業費																	
予算額	90,187千円	新規・継続の別	継 続															
事業内容 [目的 対象 方法等]	<p>1 趣 旨 在宅で身体又は精神に重度の障害を有する者に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため特別障害者手当等の支給を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <table border="1" data-bbox="363 943 1430 1756"> <tr> <td data-bbox="363 943 507 1395">対 象</td> <td data-bbox="507 943 746 1077">◇特別障害者手当</td> <td data-bbox="746 943 1430 1077">20歳以上であって、著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1077 507 1211"></td> <td data-bbox="507 1077 746 1211">◇障害児福祉手当</td> <td data-bbox="746 1077 1430 1211">20歳未満であって、重度の障害により、日常生活において常時介護を要する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1211 507 1395"></td> <td data-bbox="507 1211 746 1395">◇経過的福祉手当</td> <td data-bbox="746 1211 1430 1395">20歳以上の従来の福祉手当受給資格者のうち、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1395 507 1666">支 給 額</td> <td data-bbox="507 1395 938 1666"> 区 分 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 </td> <td data-bbox="938 1395 1430 1666"> 支 給 額 1 人 当 たり 月 額 26,620円 14,480円 14,480円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1666 507 1756">負担割合</td> <td colspan="2" data-bbox="507 1666 1430 1756"> 国 3/4 府 1/4 </td> </tr> </table>			対 象	◇特別障害者手当	20歳以上であって、著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する者		◇障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害により、日常生活において常時介護を要する者		◇経過的福祉手当	20歳以上の従来の福祉手当受給資格者のうち、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者	支 給 額	区 分 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	支 給 額 1 人 当 たり 月 額 26,620円 14,480円 14,480円	負担割合	国 3/4 府 1/4	
対 象	◇特別障害者手当	20歳以上であって、著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する者																
	◇障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害により、日常生活において常時介護を要する者																
	◇経過的福祉手当	20歳以上の従来の福祉手当受給資格者のうち、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者																
支 給 額	区 分 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	支 給 額 1 人 当 たり 月 額 26,620円 14,480円 14,480円																
負担割合	国 3/4 府 1/4																	
担当課・係名	障害者保健福祉課 精神・社会参加担当	課・係 電話番号	075-414-4606															

平成15年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 心身障害者扶養共済事業費										
予算額	407,518千円	新規・継続の別	継続								
事業内容 目的 対象 方法等	1 趣 旨 心身障害児（者）の保護者があらかじめ掛金を納め、保護者が死亡及び重度障害になった場合に、残された障害児（者）に一定の年金を終身支払う制度で、保護者の不安を軽減し、障害児（者）の生活の安定と福祉の向上を図る。 2 事業内容 <table border="1" data-bbox="422 1070 1369 1720"> <tr> <td data-bbox="422 1070 619 1317">加入資格</td> <td data-bbox="619 1070 1369 1317"> ① 知的障害者（療育手帳A又はB） ② 身体障害者（身体障害者手帳1～3級） ③ 精神又は身体に①②と同程度の障害のある者 上記①～③の保護者で65歳未満の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1317 619 1417">掛 金</td> <td data-bbox="619 1317 1369 1417">月額 3,500円 ～ 13,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1417 619 1619">掛金の減免</td> <td data-bbox="619 1417 1369 1619"> 加入者全員に対して、所得に応じ、<u>全額免除又は1/3免除</u>を行う。（1口目のみ） （平成8年1月1日～充実） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1619 619 1720">給付金（給）</td> <td data-bbox="619 1619 1369 1720">月額20,000円（1口当り）</td> </tr> </table>			加入資格	① 知的障害者（療育手帳A又はB） ② 身体障害者（身体障害者手帳1～3級） ③ 精神又は身体に①②と同程度の障害のある者 上記①～③の保護者で65歳未満の者	掛 金	月額 3,500円 ～ 13,300円	掛金の減免	加入者全員に対して、所得に応じ、 <u>全額免除又は1/3免除</u> を行う。（1口目のみ） （平成8年1月1日～充実）	給付金（給）	月額20,000円（1口当り）
加入資格	① 知的障害者（療育手帳A又はB） ② 身体障害者（身体障害者手帳1～3級） ③ 精神又は身体に①②と同程度の障害のある者 上記①～③の保護者で65歳未満の者										
掛 金	月額 3,500円 ～ 13,300円										
掛金の減免	加入者全員に対して、所得に応じ、 <u>全額免除又は1/3免除</u> を行う。（1口目のみ） （平成8年1月1日～充実）										
給付金（給）	月額20,000円（1口当り）										
担当課・係名	障害者保健福祉課 施設担当	課・係 電話番号	075-414-4599								

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 精神保健医療費											
予算額	960,673千円	新規・継続の別	継続									
事業内容 [目的 対象 方法等]	<p>1 趣 旨</p> <p>措置入院患者及び通院患者の医療費の一部を公費負担することによって、適正な医療の確保と保護を図り、公衆衛生の向上を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <table border="1" data-bbox="464 1196 1410 1682"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1196 659 1294">区 分</th> <th data-bbox="659 1196 1059 1294">対 象 者</th> <th data-bbox="1059 1196 1410 1294">公 費 負 担 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1294 659 1487">措置入院</td> <td data-bbox="659 1294 1059 1487">2人の精神保健指定医による鑑定の結果、自傷他害のおそれがあると診断された者</td> <td data-bbox="1059 1294 1410 1487">総医療費から医療保険による給付額を控除した額 (所得に応じ費用徴収)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1487 659 1682">通院医療</td> <td data-bbox="659 1487 1059 1682">通院により精神障害の医療を受けている者で、知事が適当と認めた者</td> <td data-bbox="1059 1487 1410 1682">総医療費から医療保険による給付額及び自己負担額を控除した額</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	対 象 者	公 費 負 担 額	措置入院	2人の精神保健指定医による鑑定の結果、自傷他害のおそれがあると診断された者	総医療費から医療保険による給付額を控除した額 (所得に応じ費用徴収)	通院医療	通院により精神障害の医療を受けている者で、知事が適当と認めた者	総医療費から医療保険による給付額及び自己負担額を控除した額
区 分	対 象 者	公 費 負 担 額										
措置入院	2人の精神保健指定医による鑑定の結果、自傷他害のおそれがあると診断された者	総医療費から医療保険による給付額を控除した額 (所得に応じ費用徴収)										
通院医療	通院により精神障害の医療を受けている者で、知事が適当と認めた者	総医療費から医療保険による給付額及び自己負担額を控除した額										
担当課・係名	障害者保健福祉課 精神・社会参加担当	課・係 電話番号	075-414-4732									

平成16年度当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 精神障害者ホームヘルパー派遣事業費																		
予算額	33,000千円	新規・継続の別	継 続																
事業内容 [目 的 対 象 方 法 等]	<table border="1" data-bbox="432 969 1385 1525"> <tr> <td data-bbox="432 969 603 1155">趣 旨</td> <td colspan="3" data-bbox="603 969 1385 1155">精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1155 603 1279">対 象 者</td> <td colspan="3" data-bbox="603 1155 1385 1279">日常生活に支障のある精神障害者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1279 603 1402">実施主体</td> <td colspan="3" data-bbox="603 1279 1385 1402">市 町 村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1402 603 1525">負担割合</td> <td data-bbox="603 1402 884 1525">国1/2</td> <td data-bbox="884 1402 1086 1525">府1/4</td> <td data-bbox="1086 1402 1385 1525">市町村1/4</td> </tr> </table>			趣 旨	精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する			対 象 者	日常生活に支障のある精神障害者			実施主体	市 町 村			負担割合	国1/2	府1/4	市町村1/4
趣 旨	精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する																		
対 象 者	日常生活に支障のある精神障害者																		
実施主体	市 町 村																		
負担割合	国1/2	府1/4	市町村1/4																
担当課・係名	障害者保健福祉課 精神・社会参加担当	課・係 電話番号	075-414-4732																

平成16年度 当初予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	<人の健康> 精神障害者社会復帰施設運営等事業費																																				
予算額	176,850千円	新規・継続の別	継続																																		
事業内容 目的 対象等	1 趣 旨 ① 精神障害者の社会復帰施設の運営に対し助成を行い、精神障害者の社会復帰の促進を図る。 ② 通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を熱意ある協力事業所に委託して、社会生活への適応と職業的自立のための訓練を実施する。 2 事業内容 ①施設運営費 <table border="1" data-bbox="427 869 1412 1451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">施 設 の 内 容</th> <th>施 設 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">精神障害者生活訓練施設 (援護寮)</td> <td>対 象</td> <td>入院を要しないが、独立生活の困難な精神障害者</td> <td rowspan="3">1箇所 予算 41,132千円</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>2年以内(延長1年まで可)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">精神障害者通所授産施設</td> <td>対 象</td> <td>雇用されることが困難な精神障害者で、将来就労を希望するもの</td> <td rowspan="2">3箇所 予算 103,192千円</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精神障害者福祉ホームB型</td> <td>対 象</td> <td>意欲面の低下等により一定程度の介助を必要とする人</td> <td rowspan="3">1箇所 予算 19,007千円</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>5年以内(延長可能)</td> </tr> </tbody> </table> ②精神障害者社会適応訓練事業 <table border="1" data-bbox="427 1534 1401 1854"> <tr> <td>事業内容</td> <td>精神障害者の集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力の涵養を図るため、社会適応訓練を行う協力事業所に対して、適応訓練奨励費を助成</td> </tr> <tr> <td>訓練期間</td> <td>原則6ヶ月以内(必要に応じて3年を限度として延長)</td> </tr> <tr> <td>実施対象</td> <td>回復途上であり、社会規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分である等の通院中の精神障害者で、知事が適当と認めた者</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>13,519千円</td> </tr> </table>			区 分	施 設 の 内 容		施 設 数 等	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	対 象	入院を要しないが、独立生活の困難な精神障害者	1箇所 予算 41,132千円	定 員	20人	期 間	2年以内(延長1年まで可)	精神障害者通所授産施設	対 象	雇用されることが困難な精神障害者で、将来就労を希望するもの	3箇所 予算 103,192千円	定 員	20人	精神障害者福祉ホームB型	対 象	意欲面の低下等により一定程度の介助を必要とする人	1箇所 予算 19,007千円	定 員	20人	期 間	5年以内(延長可能)	事業内容	精神障害者の集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力の涵養を図るため、社会適応訓練を行う協力事業所に対して、適応訓練奨励費を助成	訓練期間	原則6ヶ月以内(必要に応じて3年を限度として延長)	実施対象	回復途上であり、社会規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分である等の通院中の精神障害者で、知事が適当と認めた者	予算額	13,519千円
区 分	施 設 の 内 容		施 設 数 等																																		
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	対 象	入院を要しないが、独立生活の困難な精神障害者	1箇所 予算 41,132千円																																		
	定 員	20人																																			
	期 間	2年以内(延長1年まで可)																																			
精神障害者通所授産施設	対 象	雇用されることが困難な精神障害者で、将来就労を希望するもの	3箇所 予算 103,192千円																																		
	定 員	20人																																			
精神障害者福祉ホームB型	対 象	意欲面の低下等により一定程度の介助を必要とする人	1箇所 予算 19,007千円																																		
	定 員	20人																																			
	期 間	5年以内(延長可能)																																			
事業内容	精神障害者の集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力の涵養を図るため、社会適応訓練を行う協力事業所に対して、適応訓練奨励費を助成																																				
訓練期間	原則6ヶ月以内(必要に応じて3年を限度として延長)																																				
実施対象	回復途上であり、社会規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分である等の通院中の精神障害者で、知事が適当と認めた者																																				
予算額	13,519千円																																				
担当課・係名	障害者保健福祉課 精神・社会参加担当	課・係 電話番号	075-414-4732																																		